

＜学校感染症と出席停止期間＞

	感染症	出席 停止	出席停止の期間	証明書 報告書
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1）	○	治癒するまで	登校許可意見書
第二種	インフルエンザ ※鳥インフルエンザ H5N1 を除く	○	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	登校届
	髄膜炎菌性髄膜炎	○	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	登校許可意見書
	百日咳	○	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	○	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	○	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹	○	発疹が消失するまで	
	水痘	○	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	○	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	○	感染のおそれなくなるまで	
第三種・その他	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	○	感染のおそれなくなるまで	登校許可意見書
	伝染性紅斑（りんご病） マイコプラズマ肺炎 溶連菌感染症 ヘルパンギーナ 手足口病 伝染性軟属腫 伝染性膿痂疹（とびひ）	△	受診し、医師の指示をうけてください	学校へ報告
	感染性胃腸炎（ノロウイルス） ウィルス性肝炎	△	受診し、医師の指示をうけてください ※（流行などにより、学校医と相談の上、出席停止の措置をとることもあります。）	